

新潟市告示第276号

掲示期間 4.1-4.10

新潟市新津地区勤労青少年ホームの使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，新潟市新津地区勤労青少年ホームの使用料の徴収事務について，次のとおり委託したので，同施行令第158条第2項の規定により，下記のとおり告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 徴収事務受託者の名称
新津東部コミュニティ協議会
- 2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置
新潟市新津地区勤労青少年ホーム
新潟市秋葉区新津東町1丁目5番12号
- 3 徴収事務を行わせる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日